

■補装具のしくみが変わります

補装具は、10月1日申請分から、障害者自立支援法での支給に変わります。補装具の価格に応じて、原則1割の利用者負担が導入されます。ただし、所得に応じて一定の負担上限額（下表）があります。

補装具と日常生活用具とで一部種目の入れ替えがあります。

品目	現行	10月から
色めがね・点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ・尿管器・ストマ用装具	補装具の一部	日常生活用具に分類されます
重度障害者用意思伝達装置	日常生活用具の一部	補装具に分類されます

※補装具とは…障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの。
 ※日常生活用具とは…障害者等が、日常生活を送るのに役に立つもの。

所得区分	定率負担の月額負担上限額
生活保護世帯の方	0円
町民税非課税世帯で本人（18歳未満の場合は保護者）の収入が80万円以下の方	15,000円
町民税非課税世帯で上記以外の方	24,600円
町民税課税世帯の方	37,200円

■問合せ

保健福祉課 ☎ 47・8007 今庄・福祉推進室 ☎ 45・8001 河野・福祉推進室 ☎ 48・7704

10月から 障害者自立支援法が本格施行されます

障害者自立支援法は、平成18年4月から一部施行され、10月に全面施行となります。10月から変更となる主なポイントは次のとおりです。

■福祉サービス体系が下表のとおり、「(1) 障害福祉サービス」と「(2) 地域生活支援事業」に分かれます。

(1) 障害福祉サービス	介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられます。給付は個別に支給決定が行われます。
(2) 地域生活支援事業	市町村が地域特性等を踏まえ、それぞれの創意工夫により柔軟に実施するものです。

(1) 障害福祉サービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴・排泄・食事の介護等
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援・外出支援
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人への居宅介護等の包括的サービス
	児童デイサービス	障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等における、短期間、夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等
	療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話
	生活介護	常に介護を必要とする人への昼間の入浴・排泄・食事の介護及び創作的活動又は生産活動機会の提供
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居での入浴・排泄・食事の介護等	

訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練
	就労移行支援	一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練
	就労継続支援（A型（雇用型）・B型（非雇用型））	一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助

(2) 地域生活支援事業

相談支援	障害者等からの相談対応、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者や要約筆記者の派遣等
移動支援	円滑に外出できるための移動支援
地域活動支援センター（児童を除くデイサービス）	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
日常生活用具給付事業	障害者等が、日常生活を送るのに役に立つものを給付

10月第3日曜日は「住まいの点検の日」

県では、「住まいの点検の日」を10月第3日曜日（今年は10月15日）と定め、パンフレット「住まいの履歴書」を作成しました。このパンフレットの点検シートを利用して、新築時の情報や点検・修繕等の記録を所有者が記入保管し、修繕や売却する際の資料として役立てます。

「住まいの点検の日」に、住まいについて今一度点検してみましょ。問合せ 県土木部建築住宅課 TEL 0776-20-05006

詳細は県のホームページ <http://info.pref.fukui.jp/kenkui/>

日時	地区	場所
10月19日（木）午後7時から	南条地区	南条地区公民館大ホール
10月6日（金）午後7時から	今庄地区（堺地域）	今庄そば道場
10月5日（木）午後7時から	今庄地区（今庄地域）	今庄住民センター
10月4日（水）午後7時から	河野地区	しおやいホール
10月3日（火）午後7時から	今庄地区（毛良地域）	リトルタウン5
10月2日（月）午後7時から	今庄地区（湯尾地域）	湯尾ふれあい会館

安全運転のための講習会を次のとおり開催します。優良運転者表彰を受けるには、この講習会の受講が必要です。年に1回の開催ですので、ぜひ受講してください。

自動車運転者安全講習会を

受講しましょ。総務課 TEL 47・8000